

茨木市、茨木商工会議所及び大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学

平成 25 年（2013 年）8 月 30 日

との連携協力に関する協定書

（目的）

第1条 この協定は、茨木市（以下「甲」という。）、茨木商工会議所（以下「乙」という。）及び大阪成蹊大学（以下「丙」という。）・大阪成蹊短期大学（以下「丁」という。）が、文化、芸術、子育て、産業、観光等のさまざまな分野において、人的交流及び知的・物的資源の相互活用その他の連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙・丁は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) 人的交流の促進
- (2) 知的・物的資源の相互活用
- (3) 共同による調査研究及び事業の実施
- (4) その他前条の目的を実現するために必要な連携協力

2 本協定に基づき、連携協力事業の内容等に応じて、甲、乙及び丙・丁のうちの二者もしくは三者による連携事業を行う場合がある。

（連絡調整窓口）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、甲、乙及び丙・丁それぞれに窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間が満了する日の 1 月前までに、甲、乙及び丙・丁のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

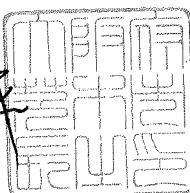
第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙及び丙・丁が協議し決定するものとする。

甲 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号

茨木市

市長

木本保平

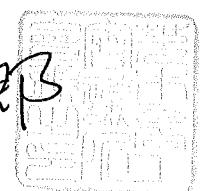


乙 茨木市上中条一丁目 9 番 20 号

茨木商工会議所

会頭

掛谷建郎

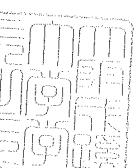


丙 大阪市東淀川区相川三丁目 10 番 62 号

大阪成蹊大学

学長

武藏野 審



丁 大阪市東淀川区相川三丁目 10 番 62 号

大阪成蹊短期大学

学長

木本正志



この協定の締結を証するため、本協定書 4 通を作成し、署名捺印の上、各自 1 通を保有する。